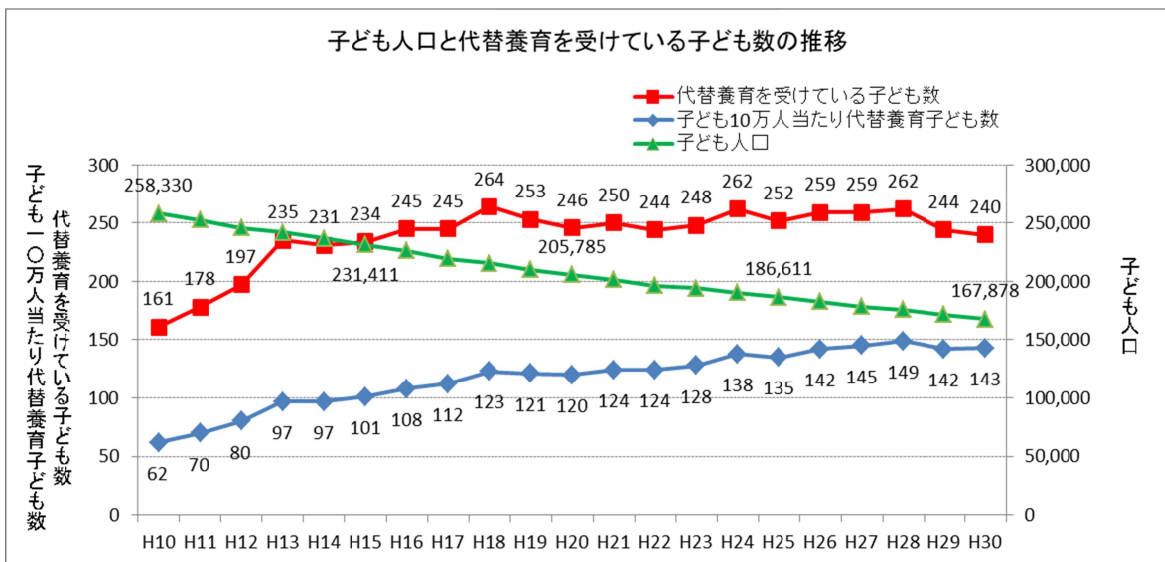


#### 4. 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

子どもを保護者と分離し、里親、ファミリーホーム、児童養護施設、乳児院で養育する代替養育について、計画の柱となる里親委託推進や施設の小規模かつ地域分散化に向けた取組み等を検討するに当たり、代替養育を必要とする子ども数の見込みについて本県の近年の状況を踏まえて算出します。

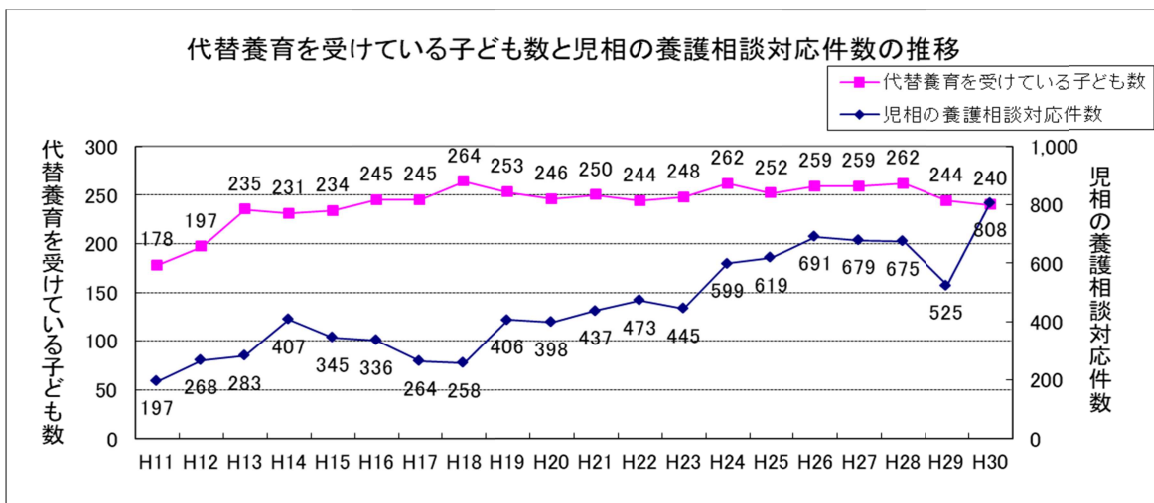
##### (1) 本県の状況

＜表1＞ 代替養育を受けている子ども数の推移



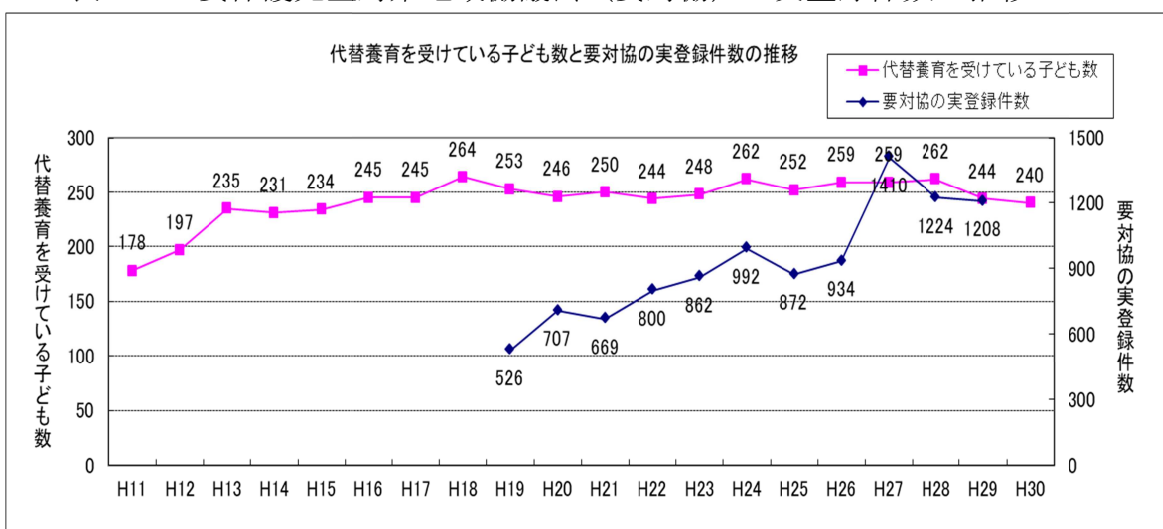
- 現に代替養育を受けている子ども数は、平成13年度以降横ばいから、最近2年間は減少の状況にあります。児童人口が減少（21年間で△35.0%）しているため、子ども10万人当たりの代替養育を受けている子ども数はほぼ一貫して増加しています。
- 代替養育を受けている子ども数は、各年度末の数であり、例年数人～十数人自立し退所となる子どもがいる（29年度17人、30年度14人）ことに留意する必要があります。
- 子ども10万人当たりの代替養育を受けている子ども数の増加率は、平成10年～29年の20年間では年平均4.6%ですが、平成10年～14年の5年間平均は12.1%、平成15年～19年は4.6%、平成20年～24年は2.7%、平成25年～29年は0.64%となっており、その増加率は徐々に鈍化しています。

<表 2> 児童相談所の養護相談対応件数の推移



- 「児童相談所における養護相談（児童虐待相談を含む）対応件数」の伸び率は、平成10年度～30年度では年平均10.0%となっています。一時的に減少している年度もありますが、概ね右肩上がりに増加し、特に平成30年度は急増している状況にあります。
- 「児童相談所における養護相談対応件数」と「代替養育を受けている子ども数」を比較すると、養護相談対応件数の落ち込みが見られる平成17年度～18年度、急激に増加が見られる平成30年度を除き、ほぼ同様の推移をたどっており、正の相関があると考えられます。
- ただし、養護相談対応件数の増加と比較して、代替養育を受けている子ども数の増加はそれほど大きくないことにも留意する必要があります。

<表 3> 要保護児童対策地域協議会（要対協）の実登録件数の推移



- 「要保護児童対策地域協議会（要対協）の実登録件数」の伸び率は、平成 19 年度～29 年度では年平均 9.9%となっています。一時的に減少している年度もありますが、概ね右肩上がりに増加し、平成 27 年度に急増して以後は、高い水準の状況が続いています。
- 「要対協の実登録件数」と「代替養育を受けている子ども数」を比較すると、急激に増加が見られる平成 27 年度を除き、ほぼ同様の推移をたどっており、正の相関があると考えられます。
- ただし、要対協の実登録件数の増加と比較して、代替養育を受けている子ども数の増加はそれほど大きくないことにも留意する必要があります。

## （２）推計の考え方

- 過去 20 年（H10～H29）の推移から、「児童人口」が減少する一方で、「児童 10 万人当たりの代替養育を必要とする子ども数」は、直近 5 年間の増加率（0.64%）が継続するものと想定し、代替養育を必要とする子ども数の見込みを算出しました。
- 推計の基準となる数値は、平成 30 年度末の措置児童数（240 人）に以下の要素を考慮し 240 人+15 人+11 人の「266 人」で推計を行いました。
- ①見込みが過少とならないよう、代替養育を受けている子どもの年度末の数と年度における最大数の差を考慮し、過去 3 年平均の 15 人を加算。

年度	年度末児童数	年度最大児童数	差
平成 28 年度	262 人	272 人	10 人
平成 29 年度	244 人	265 人	21 人
平成 30 年度	240 人	254 人	14 人
平均	—	—	15 人

- ②潜在的需要の見込みとして、下記の「代替養育を受けていないが、代替養育を必要とする可能性がある」33 人のうち、3分の1に当たる 11 人が代替養育に至ると想定し加算。

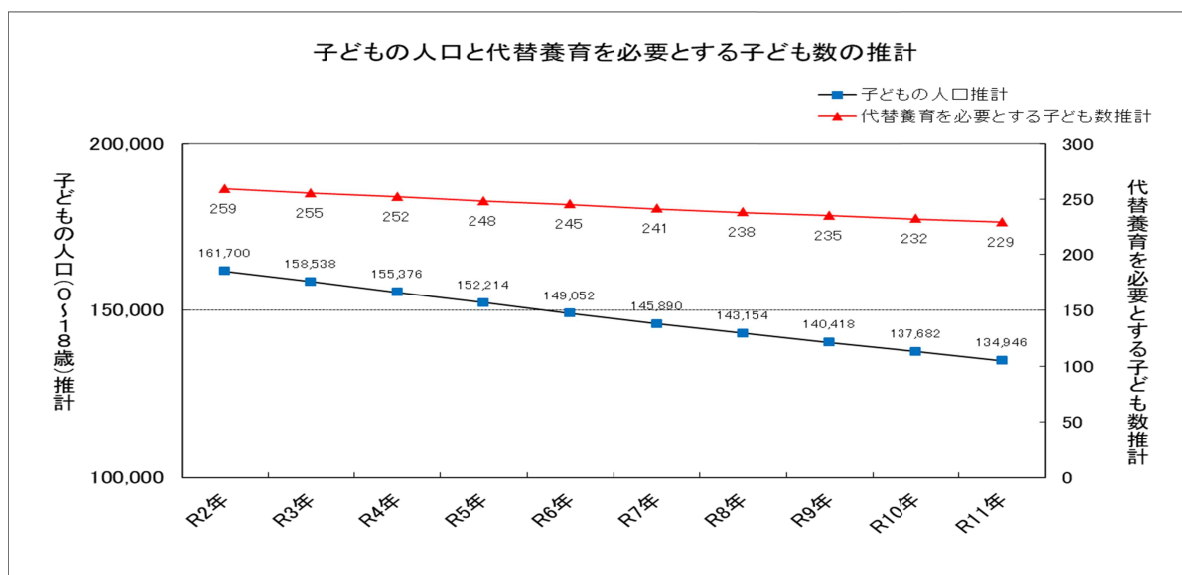
区 分	人 数
現に一時保護している子どものうち、代替養育が必要な子ども数	9 人
在宅の子どもで、代替養育を必要とする可能性が高くなっている子ども数	24 人
合 計	33 人

※平成 30 年 11 月 1 日現在、児童相談所が一時保護及び在宅指導を実施している子どもについて、子どもの状態や希望等に基づき判断した場合に、代替養育を必要とする可能性があるかを評価し、子ども数を計上しました。

### (3) 推計の結果

令和 11 年度の代替養育を必要とする子ども数は、現状（平成 30 年度）から 37 人（13.9%）減少の、229 人を見込みました。

<表 4> 子どもの人口と代替養育を必要とする子ども数の推計



- 本県の児童人口(0～18歳)が、平成30年度から令和11年度までに約33,000人(19.7%)減少する影響が大きく、令和11年度の代替養育を必要とする子ども数は、37人(13.9%)減少の、229人と推計しました。
- 平成30年度における県内の児童虐待認定件数が512件(前年度61.0%増)と急増しており、今後の「代替養育を必要とする子どもの数」にどのように影響するか現状では予測が難しいことから、本計画策定後も必要に応じて見直しを行っていきます。
- 年齢区別の推計は表5「子どもの人口の推計」及び表6「代替養育を必要とする子ども数の見込み」を参照してください。

<表 5> 子どもの人口の推計 (単位 人)

区分/年度	現状(H30)	令和6年	令和11年
山形県児童人口	167,878	149,052	134,945
3歳未満(0～2歳)	22,047	19,593	17,739
3歳以上就学前(3～5歳)	23,547	21,309	19,292
学童期以降(6～18歳)	122,284	108,150	97,915

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」

※年齢ごとの数値は平成27年国勢調査の山形県集計結果の割合から算出

<表 6> 代替養育を必要とする子ども数の見込み (単位 人)

区分／年度	現状(H30)	令和 6 年	令和 11 年
児童 10 万人当たり要保護児童数	158	165	170
代替養育を必要とする子どもの数	266	245	229
3 歳未満 (0～2 歳)	22	20	19
3 歳以上就学前 (3～5 歳)	28	26	24
学童期以降 (6～18 歳)	216	199	186

※現状は平成 30 年度末の措置児童数 (240 人) に潜在的需要等を考慮した数値

#### (4) 里親等委託が必要な子ども数の見込み

国策定要領で定められた【算式 1】及び【算式 2】で算出された数値を明らかにした上で、本県における里親等委託が必要な子ども数の見込みを算出しました。

##### ○推計の結果

令和 11 年度の里親等委託が必要な子ども数は、現状 (平成 30 年度) から 40 人 (78.4%) 増加の、91 人を見込みました。

※推計の考え方は、次項目「5. 里親等への委託の推進に向けた取組み」を参照

<表 7> 里親等委託が必要な子ども数の見込み (単位 人)

区分／年度	現状(H30)	令和 6 年	令和 11 年
里親等委託が必要な子どもの数	51	74	91
3 歳未満 (0～2 歳)	8	12	14
3 歳以上就学前 (3～5 歳)	11	15	18
学童期以降 (6～18 歳)	32	47	59

※現状は、H30. 11. 1 現在で里親等委託されている子ども数

○国の策定要領に基づく算出数値

【算式1】

入所期間の長期化などの年数基準等に基づき里親等委託が必要な子ども数の割合を「代替養育を必要とする子ども数」に乗じて年度毎に算出。

＜表8＞ 算式1による令和11年度の見込み

里親等委託が必要な子ども数の見込み					
代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）		×	里親等委託が必要な子どもの割合	=	里親等委託が必要な子ども数
3歳未満	19人		66.7%		13人
就学前	24人		93.1%		22人
学童期以降	186人		79.1%		147人
(活用したデータ)					
a. 現に里親等委託されている子ども数の代替養育を必要とする子ども数に占める割合				20.6%	
b. 現に一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子どもの割合				46.7%	
c. 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数*の割合				74.5%	
*＜乳幼児＞乳児院に半年以上措置されている乳幼児数				4人	
*＜乳幼児＞児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児数				8人	
*＜乳幼児＞児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数				7人	
*＜学童期以降＞児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども数				127人	

※ a～cの活用したデータは平成30年11月1日現在

＜表9＞ 算式1による年度毎の見込み

(単位：人)

区分／年度	割合	現状(H30)	令和6年	令和11年
3歳未満（0～2歳）	66.7%	15	13	13
3歳以上就学前（3～5歳）	93.1%	26	24	22
学童期以降（6～18歳）	79.1%	171	157	147
里親等委託が必要な子どもの数	79.7%	212	194	182

※現状は、H30.11.1現在に基づく

【算式 2】

現状における委託可能な里親数等にとらわれず、子どもの状態や希望に基づき（子どものケアニーズにのみ着目し）判断。H30. 11. 1 現在における担当児童福祉司への照会結果に基づき里親等委託が必要な子ども数の割合を「代替養育を必要とする子ども数」に乗じて年度毎に算出。

<表 10> 算式 2 による令和 11 年度の見込み

里親等委託が必要な子ども数の見込み					
代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）		×	里親等委託が必要な子どもの割合	=	里親等委託が必要な子ども数
3歳未満	19人		95.7%		18人
就学前	24人		91.9%		22人
学童期以降	186人		78.2%		145人
(活用したデータ)					
a. 現に里親等委託されている子ども数の代替養育を必要とする子ども数に占める割合				20.6%	
b. 現に一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子どもの割合				46.7%	
c. 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数※の割合				75.5%	
d. 現に代替養育の対象となっていない在宅の子どもで、代替養育を必要とする可能性が高くなっている子どものうち、里親等委託が必要な子ども数の割合				91.7%	
※現に施設入所している全ケース（又は一部）のうち、里親等委託が必要な子ども数（又は施設入所が長期化しているなど、結果として里親等委託が適当であった子ども数）				148人	

※ a～d の活用したデータは平成 30 年 11 月 1 日現在

<表 11> 算式 2 による年度毎の見込み

(単位：人)

区分／年度	割合	現状(H30)	令和 6 年	令和 11 年
3歳未満（0～2歳）	95.7%	21	19	18
3歳以上就学前（3～5歳）	91.9%	26	24	22
学童期以降（6～18歳）	78.2%	169	156	145
里親等委託が必要な子ども数	81.4%	216	199	185

※現状は、H30. 11. 1 現在に基づく